

農地法第4・5条届出に必要な届出書及び添付書類

【R8.2改定】

No.	書類名	必要書類	備考
1	届出書(正本1部)	◎	第4条:農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 第5条:農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書
2	土地登記事項証明書	◎	・法務局窓口で発行したもので(3カ月以内)、原本に限る ・全部事項証明書に限る
3	案内図(住宅地図)	◎	・届出地の位置を示す地図(届出地を赤色で囲む) ・縮尺1/3,000～1/1,500程度
4	委任状	○	・届出を代理人が行う場合 ・委任状の印は届出書と同一のもの
5	その他必要に応じて添付する書類	○	・住民票等の住所移転の経過がわかるもの(土地登記事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合) ・仮換地証明書(現在、区画整理中の土地の場合) ※その他に個々の状況に応じて必要となる書類が異なりますので、農業委員会事務局へ相談してください。

※ 届出に関する手続きは、農地法施行規則第26条及び第27条(第4条関係)、第50条及び第51条(第5条関係)に基づきます。

◎:必ず添付する書類(1部)

○:該当する場合に添付する書類(1部)

※ 届出を受理しない場合

1. 届出に係る農地が市街化区域にない場合
2. 届出者が届出に係る農地につき権原を有していない場合
3. 届出書に添付すべき書類が添付されていない場合

※ 記載にあたっての注意事項

<個人の場合>届出者本人が記名、押印してください。

<法人の場合>法人名のみでなく、代表者名も記載し代表者印(法人登録印)を押印してください。

※ 注意事項

1. 生産緑地の指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用はできません。
(詳しくは緑地政策課へお問い合わせください。)
2. 届出地が経営移譲年金の受給のため農業後継者に経営移譲した農地である場合、転用により経営移譲年金が支給停止になる場合がありますので、あらかじめ農業委員会事務局農政係にご相談ください。
3. 権利(賃借権・使用貸借による権利)が設定されている農地は、解約しなければ転用できません。
4. 相続税等の納税猶予の対象農地は、税務署と調整の上で転用してください。

【問合せ先】 静岡市農業委員会事務局 農地係

電話 054-266-7234

FAX 054-266-7265